

作成日	令和8年7月29日

工事名称 障害者センター空調設備更新工事

工事場所 障害者センター

履行完了日 令和8年12月11日
予算執行課 福祉こども部障害福祉課
設計・監理 建設部建築課

(工事価格)

審査者	設計者							

工事概要

本工事は障害者センターにおいて、老朽化した2階ロビー及び障がい者就業・支援センターの空調設備更新をおこなうもの。

- ・機械設備工事
- ・電気設備工事

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等 (契約保証金含む)	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

施工条件明示

工事名称：障害者センター空調設備更新工事

施工条件明示の表記

- ☒ 印の付いたものを適用する。

工程関係

- ☒ 1. 本工事は、監督職員等と十分協議の上施工に当たり、工事を進めていくうえで、手もどりの無いよう工事を管理すること。
- ☒ 2. 工事は、施設の業務に支障の無い様、監督職員及び予算執行課と詳細打合せを行った上、工程を協議し施工すること。
- ☒ 3. 施設の休業日は休工とすること。
- ☒ 4. 工事の施工は、原則、平日に行うものとする。休日等に施工を行う場合は、事前に監督職員及び予算執行課の承認を得ること。又、前述の条件による。
- ☒ 5. 社会情勢により本工事に使用する資機材の入手に通常想定される日数を超える日数を要し、履行期間内での完成が困難と判断される場合は、速やかに監督職員と協議を行うこと。また、この場合において、受注者からの申し出により現場代理人の常駐義務の緩和、および配置技術者の工事現場への専任を要しない期間の適用について、協議を行うことができることとする。なお、履行期間の延長による請負代金額の変更は行わない。

用地関係

- ☐ 1. 設計図書による設計 G.L.については、監督職員と十分協議の上、施工すること。
- ☒ 2. 施工のための仮用地等として、施工者が市有地を使用する場合は、仮設計画書にて許可を受けた後、使用すること。

公害関係

- ☒ 1. 周辺に住宅等有る場合、工事施工に伴う公害（騒音・振動・粉塵等）については近隣に迷惑がかからぬよう必要な措置を講じること。又、周辺施設等の運営に支障のある場合は、関係者と事前の打ち合わせを行うこと。
- ☒ 2. 夜間作業は基本的に禁止である。

安全対策関係

- ☒ 1. 安全対策における講習・訓練などを実施すること。
 - A) 安全管理活動による講習を実施すること。
 - B) 労働安全衛生法・労働基準法・労働安全衛生規則の周知徹底を図ること。特に、有害化学物質には十分注意する。
 - C) 本工事現場で起こりうると想定される事故に対し防護策を講じること。特に、利用中の施設では十分配慮する。
- ☒ 2. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先すると共に、二次災害防止に努め、その経緯を監督職員に速やかに報告すること。又、緊急連絡体制等を整備し現場で掲示するなど、必要な対応も行っておくこと。
- ☒ 3. 現場代理人の兼務を認めた場合、いずれかの現場に常駐したうえで、安全管理に不徹底がないよう一層配慮すること。
- ☐ 4. 工事で設置する足場については、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。又、高所作業等を行う場合、墜落防止措置を徹底すること。
- ☐ 5. 工事対象となる既存建材が石綿を含有する場合、旧特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者を選任し、作業に従事する労働者は特別教育の修了者とする。
- ☒ 6. 本工事の施工に当たり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に十分配慮すること。

工事用道路関係

- ☑ 1. 工事用機材の搬入路、使用期間等については、隣地に迷惑がかからぬよう必要な措置を講ずること。又、事前に計画書を作成し、監督職員の許可を受けること。
- ☑ 2. 工事専用出入口を設け、関連業者、新規入場者に限定した出入口の使用を徹底するなど、経路を明確化すること。
- ☑ 3. 当該工事による原因で道路及び付属施設等を破損した場合や汚した場合は、受注者の負担にて復旧すること。

仮設備関係

- ☑ 1. 仮設水道・仮設事務所・資材置場等については、仮設計画書にて事前に許可を受けること。
- ☑ 2. 仮設水道・電気使用料については、竣工検査合格まで受注者負担とする。
- ☑ 3. 現場内の防犯、防災対策に最大限努めること。
- ☑ 4. 請負金額等を標示板等により建設工事現場に表示するなど、場内外でのイメージアップを図ること。
- ☑ 5. 健康増進法の規定に基づき、受動喫煙防止対策に十分配慮すること。

残土・産業廃棄物関係

- ☑ 1. 産業廃棄物は、マニフェスト管理を行い伝票の整理保管をすること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理をすること。
- ☑ 2. 本工事の発生品・発生材（ダンボール・包装用ビニール袋・配管切り屑・外部への飛散の恐れのある物）等については、整理・整頓して適時に処理をすること。また、資源の有効な利用の促進に関する法律、及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、分別収集・再資源化等の措置を講ずるよう努めること。

工事支障物件等

- ☑ 1. 工事支障物を発見した場合、監督職員と協議を行い対応すること。
- ☐ 2. 配管等の埋設物の配置について、必要な調査を行うこと。また、埋設物に十分注意して施工すること。なお、文化財その他埋蔵物の取り扱いには十分注意し、発見した場合は直ちに工事を中止し監督職員の指示を仰ぐこと。
- ☐ 3. 構造体への穴あけ等がある場合は、鉄筋など埋設物の探査を行った上、監督職員と事前に位置等を協議すること。なお、梁や柱の貫通等は禁止とする。

給排水関係

- ☑ 1. 給水・排水等の接続については、隣地に迷惑がかからぬよう必要な措置を講じること。
- ☑ 2. 工事における排水、砂及び泥等は工事場内で処理すること。

試験・検査

- ☑ 1. 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】最新版に基づき、それぞれ試験及び検査を実施すること。
- ☑ 2. 工事完成後に建築課の下検査を行う。

石綿製品の取り扱い

- ☒ 1. 施工にあたっては、石綿の含有された材料及び製品を一切使用しないこと。
- ☒ 2. 建築物の改修、解体等の作業の前に工事対象となる全ての部材について石綿の使用の有無の事前調査を行い、発注者に対し調査結果を書面で説明し工事場所に掲示すること。

発注者予備調査状況	☒ 済	
	☐ 一部実施済	()
	☒ その他	(石綿取扱作業無)
石綿含有調査状況	レベル 1	
	☐ 有	()
	☐ 無	()
	☐ みなし有	()
	☐ その他	()
	レベル 2	
	☐ 有	()
	☐ 無	()
	☐ みなし有	()
	☐ その他	()
	レベル 3	
	☐ 有	()
	☒ 無	(天井石膏ボード、内外壁)
	☐ みなし有	()
	☐ その他	()

- ☐ 3. 上記より石綿を含む廃棄物の処理を伴う場合は、大気汚染防止法の規定より、廃棄物処理法に従い、特別管理産業廃棄物管理責任者を受注者より選任するなど、必要な対応を行うこと。

建設工事保険関係

- ☒ 1. 本工事に対して自己の責任で建設工事保険（火災保険を含む）に加入し、その写しを提出又は提示すること。なお、消防法に基づく火災の危険性が高い物質等の取り扱いには十分注意する。

その他

- ☒ 1. 伊勢崎市建築課工事監理マニュアル最新版に従い、実施工程表及び施工計画書等の必要書類を速やかに提出すること。
- ☒ 2. 工事請負代金金額 500 万円以上のときは、(財) 日本建設情報総合センターに工事实績情報を登録し、登録内容確認書の写しを監督職員に提出すること。
- ☒ 3. 受注者は、建設副産物実態調査の対象となる変更後の工事請負代金額が 100 万円以上である場合、「建設副産物情報交換システム」により登録した登録証明書（計画・実施）を提出すること。
- ☒ 4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律により、対応を行うこと。
- ☒ 5. デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、施工計画書等にて使用機器・ソフト及び改ざん検知機能等を明示し、監督職員の承諾を得ること。
- ☐ 6. 本工事における現場代理人の兼務については認めないものとする。

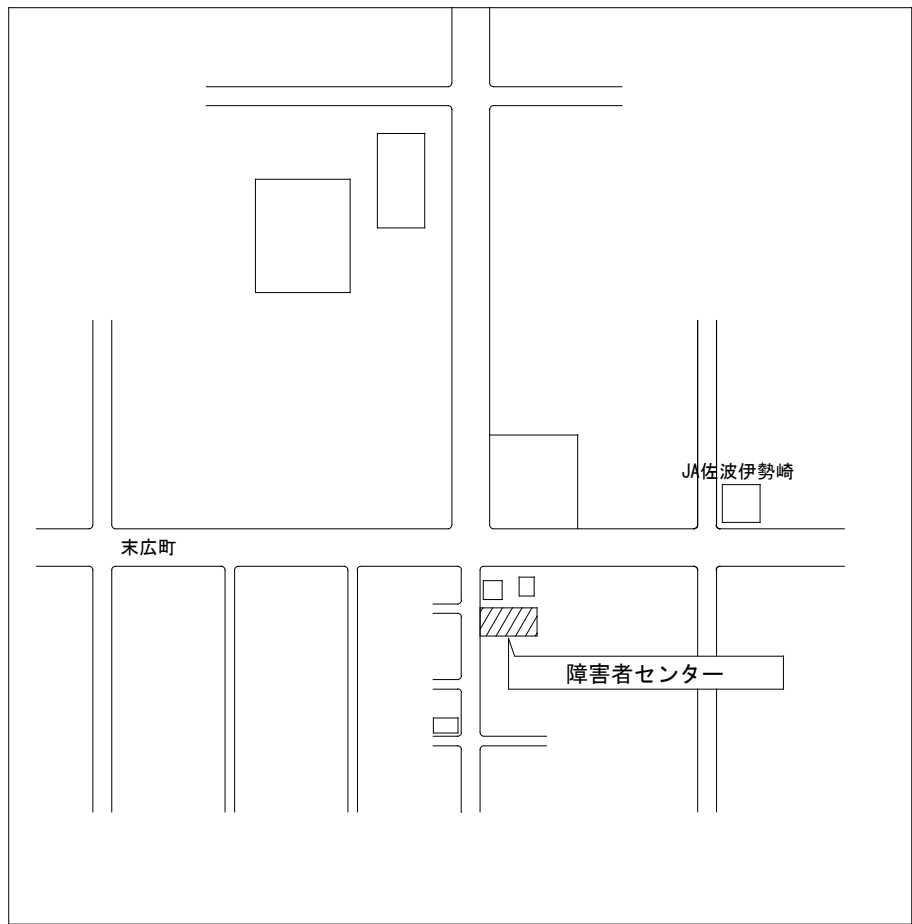
- ☑ 7. 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
- ☑ 8. 本工事は工事規模から施工が短期間であるため、「週休2日制現場」の対象工事としない。なお、労働安全衛生法ほか関係法令を遵守し工程管理を行い、現場のより良い労働環境確保に配慮すること。

令和 8 年度

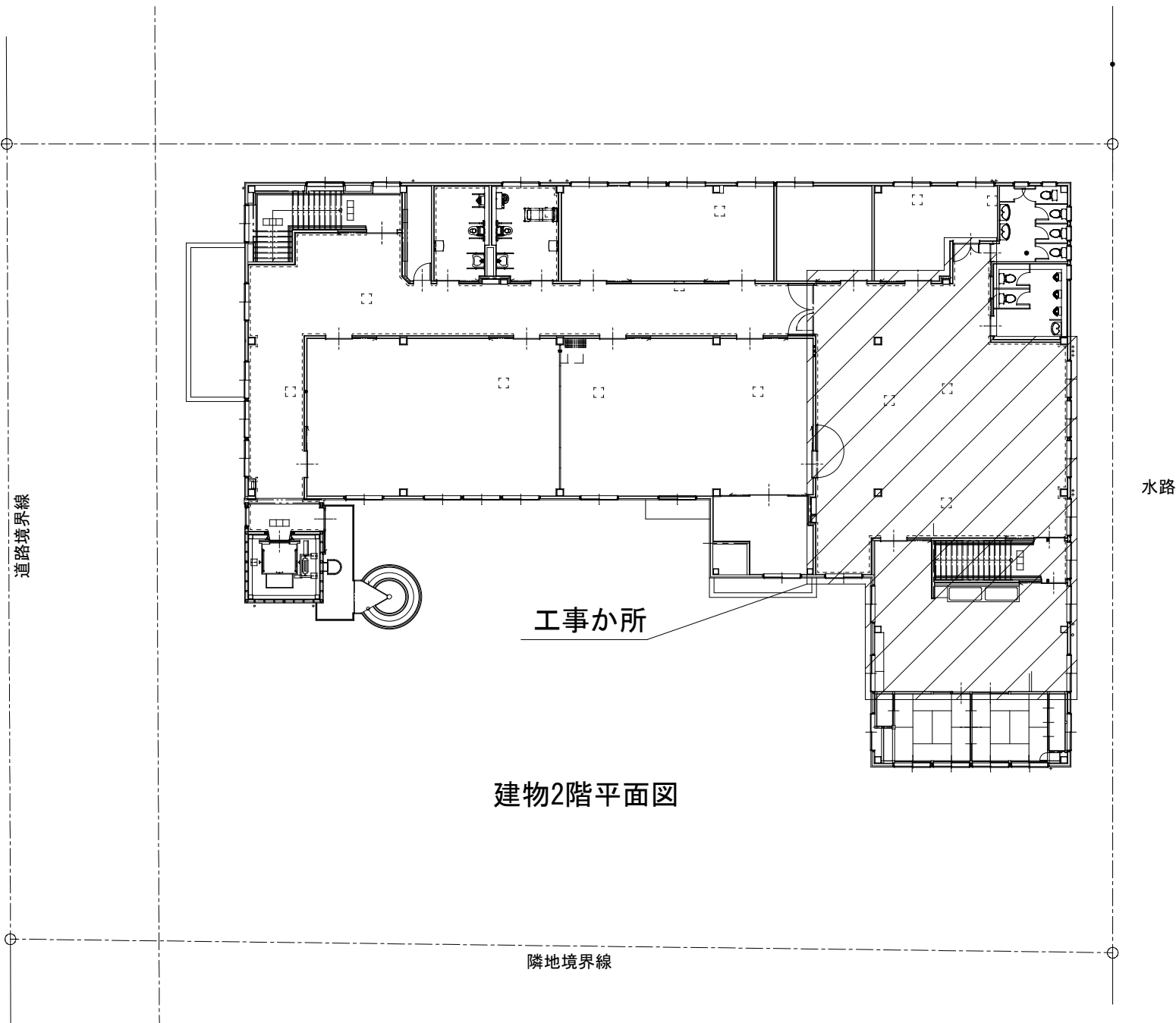
障害者センター空調設備更新工事

予算執行課
設計・監理

福祉こども部障害福祉課
建設部建築課



案内図



建物2階平面図

配置図

	設計・監理	CHECK	予算執行課	PROJ. 令和8年度		図面No.	
	 伊勢崎市建設部建築課			障害者センター空調設備更新工事			設計図
				SCALE.	TITLE.		
				NoScale	案内図・配置図		

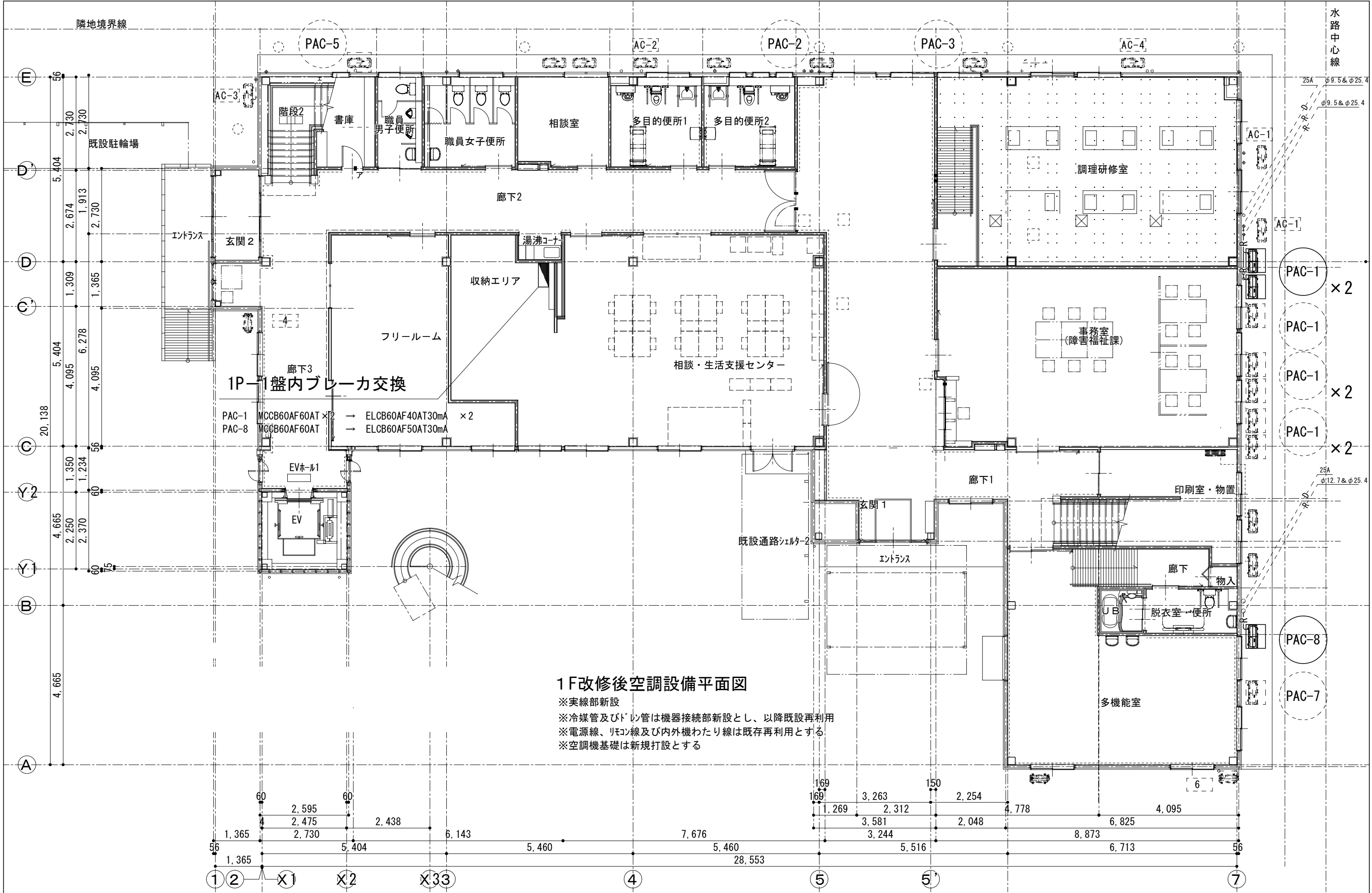
改 修 後 空 調 機 器 表

※新設機器表の型番は、参考型番とする

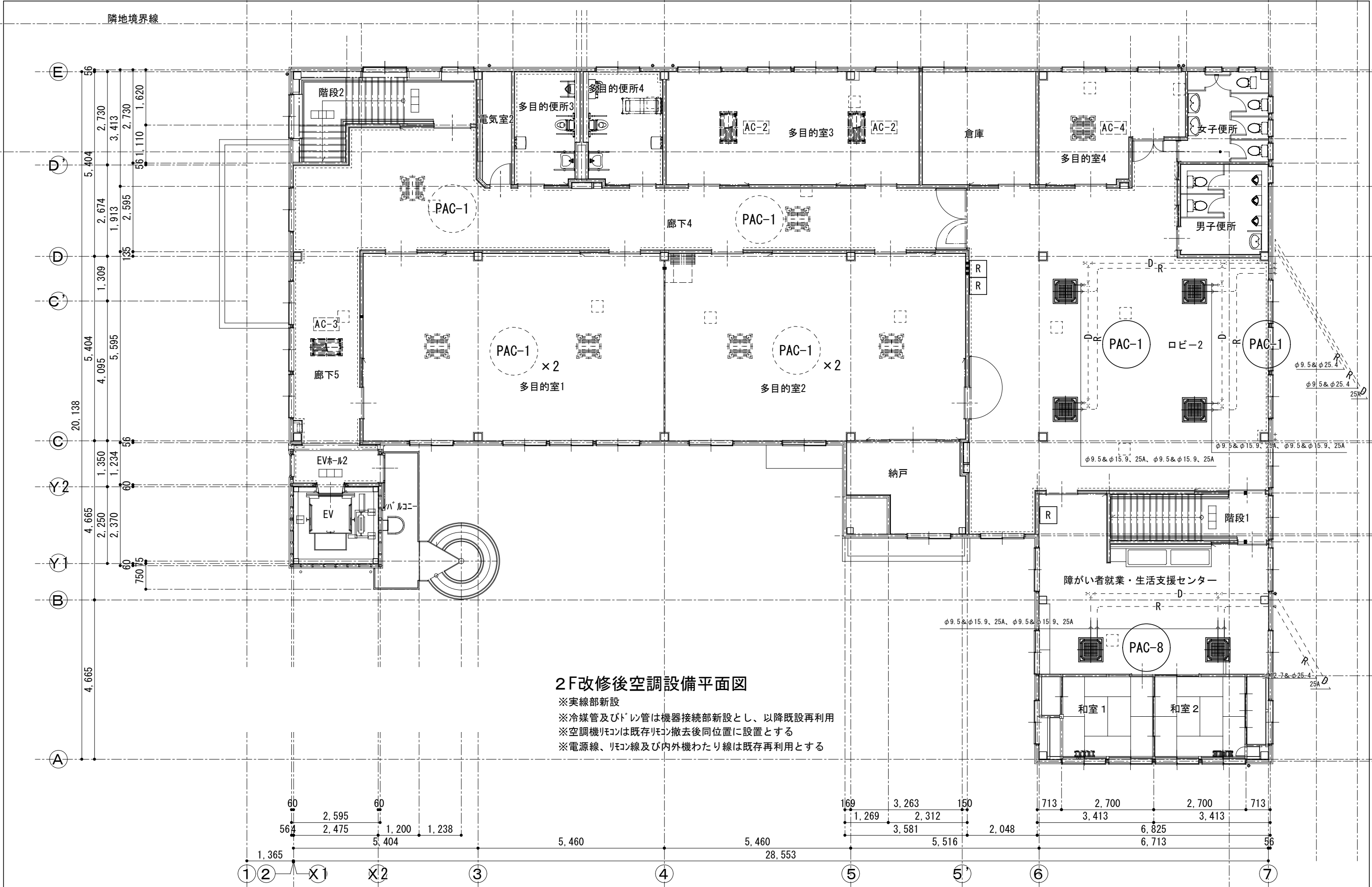
記 号	名 称	台数	仕 様 ・ 付 属 品	電 気 仕 様			設 置 場 所	備 考
				φ	V	kw (w)		
PAC-1	パ ッ ケ ー ジ エ ア コ ン	2	形式 天井カセット4方向 同時ツイン				2階ロビー2	
			冷房能力 20.0 kW					SZRC224CD
			暖房能力 22.4 kW					冷媒配管サイズ
			冷房消費電力	3	200	5.95		9.5/15.9(内)
			暖房消費電力	3	200	5.72		9.5/25.4(外)
			圧縮機			4.61		重量25Kg(内)・109kg(外)
			付属品 標準パネル ワイヤードリモコン、他必要付属品一式					基礎新規打設
PAC-8	パ ッ ケ ー ジ エ ア コ ン	1	形式 天井カセット4方向 同時ツイン				2階障がい者	
			冷房能力 25.0 kW				就業・生活支援センター	SZRC280CD
			暖房能力 28.0 kW					冷媒配管サイズ
			冷房消費電力	3	200	8.48		9.5/15.9(内)
			暖房消費電力	3	200	7.49		12.7/25.4(外)
			圧縮機			5.95		重量25Kg(内)・120kg(外)
			付属品 標準パネル ワイヤードリモコン、他必要付属品一式					基礎新規打設

改 修 前 空 調 機 器 表

記 号	名 称	台数	仕 様 ・ 付 属 品	電 気 仕 様			設 置 場 所	備 考
				φ	V	kw (w)		
1	パ ッ ケ ー ジ エ ア コ ン	2	形式 天井カセット4方向 同時ツイン				2階ロビー2	CU-P224XY(外)
			冷房能力 20.0 kW					CS-P112UJ×2(内)
			暖房能力 22.4 kW					冷媒配管サイズ
			冷房消費電力	3	200	5.95		9.5/15.9(内)
			暖房消費電力	3	200	5.72		9.5/25.4(外)
			圧縮機			0.90+4.50		重量22Kg(内)・230kg(外)
			付属品 標準パネル ワイヤードリモコン ブロック基礎					
8	パ ッ ケ ー ジ エ ア コ ン	1	形式 天井カセット4方向 同時ツイン				2階障がい者	CU-P280XY(外)
			冷房能力 25.0 kW				就業・生活支援センター	CS-P140UJ×2(内)
			暖房能力 28.0 kW					冷媒配管サイズ
			冷房消費電力	3	200	8.48		9.5/15.9(内)
			暖房消費電力	3	200	7.49		12.7/25.4(外)
			圧縮機			2.50+4.50		重量22Kg(内)・230kg(外)
			付属品 標準パネル ワイヤードリモコン ブロック基礎					



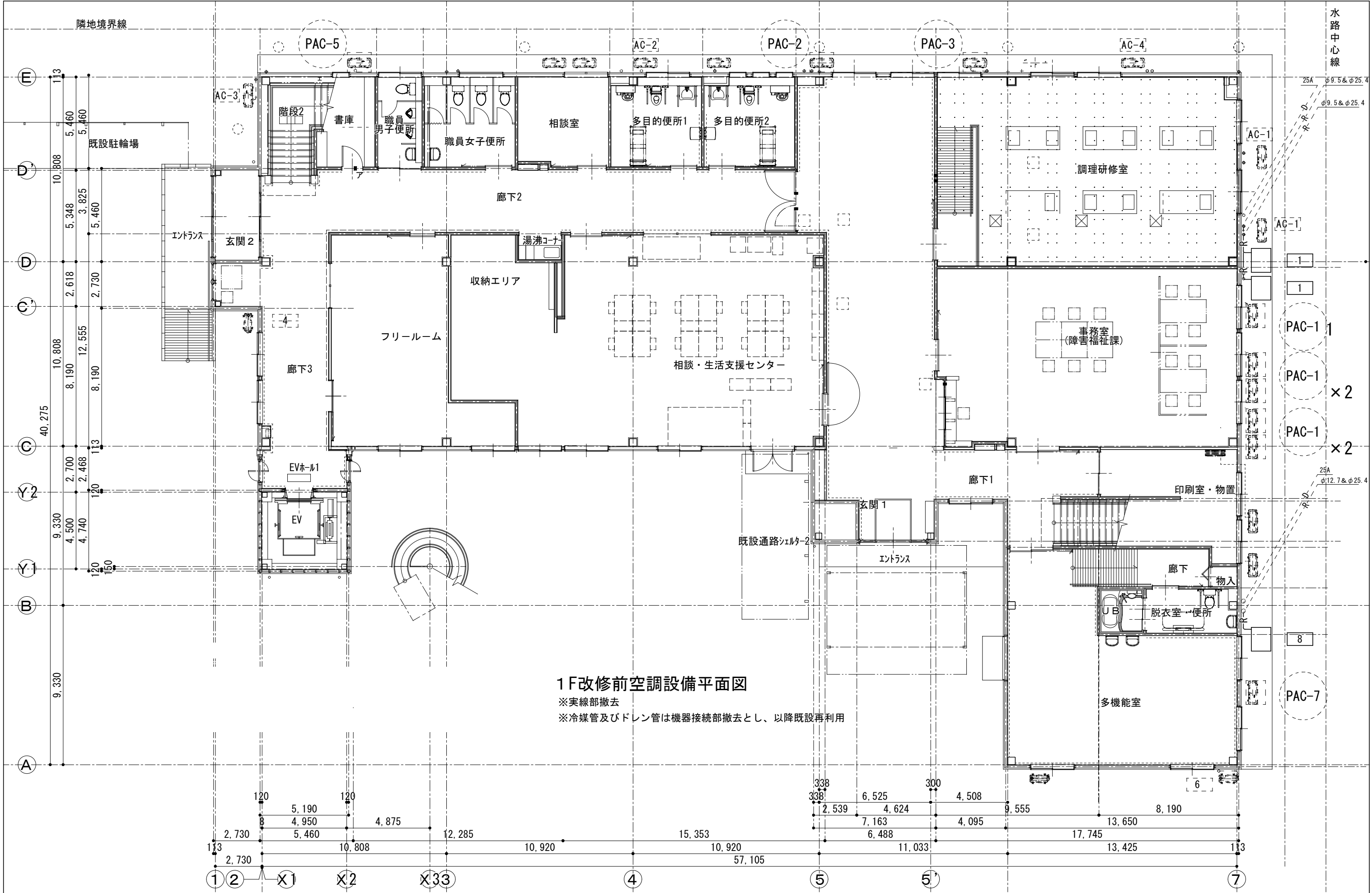
設計・監理		CHECK		予算執行課		PROJ. 令和8年度 障害者センター空調設備更新工事		設計図	図面No. M-04
伊勢崎市建設部建築課				福祉こども部障害福祉課		SCALE. 1/100	TITLE. 1F改修後空調設備平面図		



2F改修後空調設備平面図

※実線部新設
※冷媒管及びドレン管は機器接続部新設とし、以降既設再利用
※空調機リモンは既存リモン撤去後同位置に設置とする
※電源線、リモン線及び内外機わたり線は既存再利用とする

設計・監理		CHECK	予算執行課	PROJ. 令和8年度	設計図	図面No. M-05
 伊勢崎市建設部建築課			福祉こども部障害福祉課	障害者センター空調設備更新工事		
				SCALE. 1/100		
					TITLE. 2F改修後空調設備平面図	



	設計・監理	CHECK	予算執行課	PROJ. 令和8年度		設計図	図面No. M-06
	 伊勢崎市建設部建築課		福祉こども部障害福祉課	障害者センター空調設備更新工事			
				SCALE. 1/100	TITLE. 1F改修前空調設備平面図		



伊勢崎市建設部建築課

福祉こども部障害福祉課

PROJ. 令和8年度

障害者センター空調設備更新工事

SCALE.

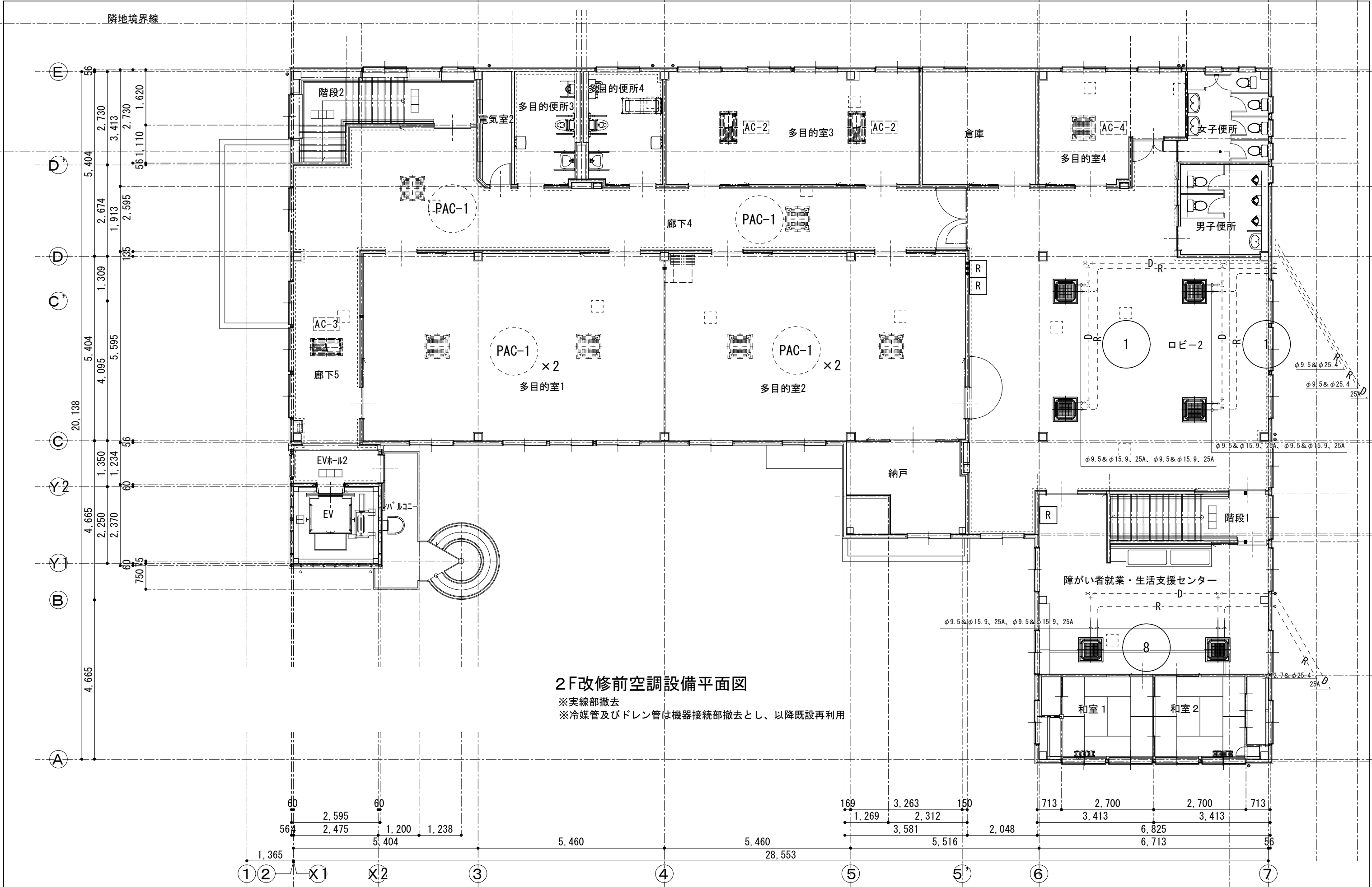
1/100

TITLE.

1F改修前空調設備平面図

図面No.

M-06



2F改修前空調設備平面図

※実線部撤去
※冷媒管及びドレン管は機器接続部撤去とし、以降既設再利用

	設計・監理	CHECK	予算執行課	PROJ. 令和8年度		設計図	図面No. M-07
	 伊勢崎市建設部建築課		福祉こども部障害福祉課	障害者センター空調設備更新工事			
				SCALE. 1/100	TITLE. 2 F改修前空調設備平面図		